第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める役員等貸付金債権、売掛金債権、求償金債権、将来の求償権、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
本協定認可決定確定後１か月以内に、下記のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
記
当該一般債権額の元金額（大阪信用保証協会による求償権については代位弁済額のうち株式会社三菱ＵＦＪ銀行の元本部分に充当された部分）を基準債権額として、金450万円を基準債権額により按分してプロラタ債権額を算定する。ただし、株式会社三菱ＵＦＪ銀行からの返戻金60万円については、同行に対する按分弁済額から差し引くものとする。
⑵　追加弁済
ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、一般債権者に対し、当該残額を一般債権者の基準債権額で按分して支払う。
イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　売掛金債権、役員等貸付金債権、求償金債権、将来の求償権
清算株式会社に対する株式会社ｇａｒｄｅｎの売掛金債権、岡崎太及び宮下章二の役員等貸付金債権、求償金債権及び将来の求償権、岡崎麗子の役員等貸付金債権、株式会社ビバニーズ・パドックの求償金債権及び将来の求償権並びにそれらの特別清算開始決定日前の利息債権及び遅延損害金請求権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

以上
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２０３１号
東京都港区南青山２丁目２番15号ウィン青山942
清算株式会社　株式会社Ｇ－ＰＲＯ
代表清算人　鮫島　　巧
１　決定年月日　平成30年５月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済
本協定認可決定確定後15日以内に、全額を支払う。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社ホシ・クリエートが有するものをいう。
２　関連会社債権の弁済及び残額免除
ア　一般債権の全額弁済後15日以内に、残存する清算株式会社の資金全額から租税債権残額及び振込手数料を差し引いた金額を支払う。
イ　前号の弁済後、残額について免除を受ける。
ウ　アの弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、関連会社債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を関連会社債権者に対し弁済する。この場合においては、関連会社債権者が前号の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成３０年（再）第１２号
東京都港区浜松町１丁目27番12号
再生債務者　ジャパンホーム株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区日本橋室町１丁目12番15号　テラサキ第２ビル２階　尾崎法律事務所　弁護士　岩知道真吾
平成30年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再）第５号
愛知県豊橋市東郷町60番地
再生債務者　株式会社ＲＣハウジング
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目20番17号　ＫＤＸ桜通ビル12階　ひかり弁護士法人アイリス法律事務所　弁護士　榎本　　修
平成30年５月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令変更

平成２９年（再）第２１号
佐賀県多久市東多久町大字別府2195番地４
再生債務者　タカタ九州株式会社
主文　頭書の事件につき、当裁判所が平成29年６月26日にした監督命令について、主文第４項を次のとおり変更する。
「４　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
⑻　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」
平成30年５月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２２号
東京都港区赤坂２丁目12番31号
再生債務者　タカタサービス株式会社
主文　頭書の事件につき、当該裁判が平成29年６月26日にした監督命令について、主文第４項を次のとおり変更する。
「４　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
⑻　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」
平成30年５月23日
東京地方裁判所民事第20部